

## ○認定降格等のお知らせ

降格事業者名	都道府県	車両数	認定年月日	降格年月日	降格事由
東観光バス株式会社	群馬県	16	2019年12月26日	2020年3月31日	認定期間内に30日車の行政処分等を受けたため。

注)車両数は、日本バス協会調べ。

認定の降格条件			
ア	認定の有効期間内において、1営業所1回当たり 30日車以上50日車以下の行政処分等を受けた場合	新規・一ツ星	次回の書類審査で、「Ⅱ. 事故や違反の 状況違反(行政処分)の実績」は0点
イ		二ツ星・三ツ星	ワンランク降格
(注)認定降格の場合、認定期間のうち残存期間が降格となります。			

※認定降格等のお知らせは、認定降格等の日より約1週間、日本バス協会のホームページ上で公開されます。